

商店街の空き店舗に出店される中小企業者を応援！！

熊本市商店街出店支援事業費補助金
(空き店舗リノベーション支援)



補助率
2分の1
補助上限
50万円

募集期間 **二次募集**

令和7年(2025年)8月1日(金) ~ 令和7年(2025年)10月10日(金) [17時必着]

補助対象となる空き店舗

次のすべての要件を満たす空き店舗が対象です。

熊本市内の商店街の地区内に所在し、事業活動が行われていない建物内の店舗
商業施設等のテナント型店舗を除く。

- ②店舗と往来が可能な道路に面した建物1階部分の店舗であり、店舗間口又は壁面が道路からおおむね7mの範囲内に位置する店舗
- ③リノベーションする物件が補助対象者所有のものであること。
- ④未登記の物件でないこと。
- ⑤賃貸物件として入居者を募集している路面店であること。
- ⑥共有名義人がいる場合は、全員の同意が得られていること。

本補助金の一次募集へ申請されている場合は補助対象外となります。

採択方法

審査会にて書面審査し、予算の範囲内で採択者を決定します。

補助対象経費等

交付決定後に契約・発注及び支払し、令和8年(2026年)2月27日(金)までに改装工事及び支払、実績報告が完了する経費が対象です。

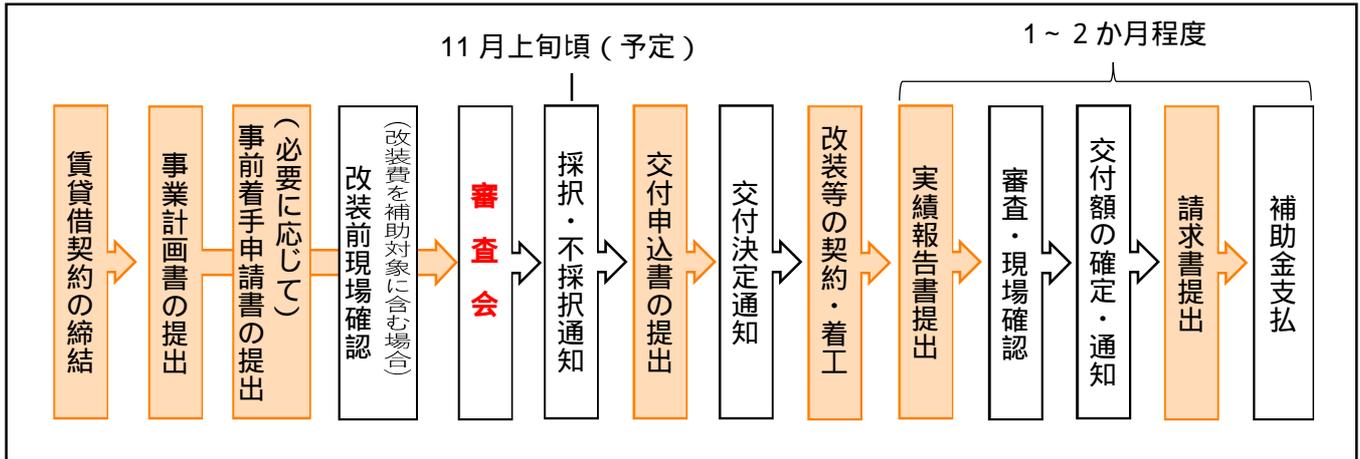
対象経費	既存店舗を複数店舗に分割するための改装費(壁、天井、床、ドア、窓部分の工事、給排水工事、電気工事、ガス工事に限る。) ②上記 に伴う火災報知器や誘導灯など建築基準法、消防法に基づく設備 ③上記 に伴う既存設置物の処分費 ④上記 に伴う設計費
対象外経費	設備(建築基準法、消防法に基づく設備を除く。)、備品、消耗品の購入・設置に係る費用 ②交付決定前に契約または着工している改装費 ③建築基準法、消防法その他法令に違反する改装費 ④消費税及び地方消費税

詳しくは、
熊本市ホームページの
募集要領をご確認ください



【お問い合わせ先】
熊本市商業金融課(担当:境)
電話: 096-328-2424

【 手続きの流れ 】



事前着手申請書の提出があり、市が事前着手承認通知を行った後は交付決定前に着手可能です。

【 熊本市商店街出店支援事業費補助金事前チェックシート (空き店舗リノベーション支援) 】

補助金のご申請にあたっては、必ず以下項目をご覧ください、申請対象であるかをご確認ください。

〔 補助対象の空き店舗について 〕

熊本市内の商店街団体が形成されている地区に所在する店舗である

商業施設等のテナント型店舗でない

店舗と往来が可能な道路に面した建物 1 階部分の店舗であり、店舗間口又は壁面が道路からおおむね 7 m の範囲内に位置する店舗

未登記の物件でないこと。

賃貸物件として入居者を募集している路面店であること

市税の滞納がない

(分割納付を誓約し、かつ、当該分割納付を履行していると認められる者は除く)

熊本市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 94 号)第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当しない

〔 その他条件について 〕

補助事業の採択は審査会によって決定するため、書類の提出を持って補助金交付対象とはならない旨に留意すること

遅くとも交付確定の日から 30 日以内に入居者の募集を開始すること

原則として交付確定の日から 24 カ月 (2 年間) 以内に入居者の募集を中止しないこと

(入居者が決定した場合はこの限りではない)

補助事業が完了したときは、速やかに所定の実績報告を行うこと